

次官より朝鮮軍務部長、電報
 安川少佐、指揮スル部隊ノ行動ニ関シ
 左件直轄アリタシ。該部隊ヲ使用スル
 に至リシハ朝鮮總務ノ請求ニヨルヤ。軍
 司令官又ハ防團長ノ独断ニ基クモノナルヤ
 ○本件ノ関シハ既ニ朝鮮總務ト打合せ
 済ナルヤ。軍司令官ノ防團長ニ照スル
 訓令及防團長ノ安川少佐ニ照スル位
 格ノ該部隊カ兵ニ解外ニ行動スルノ止
 ヲナキニ至リシ状也

陸二四四

六月十日

ヨシ中尉

開

大

次官

五

五

五

五

五

1621

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

六

志し九ノ下ノ日十三ノ布カ名君を召し召す事あり
比代禁軍御

牙ヲ九ノ下ノ日十三ノ布カ名君を召し召す事あり
比代禁軍御

比代禁軍御
比代禁軍御

比代禁軍御
比代禁軍御

比代禁軍御
比代禁軍御

比代禁軍御
比代禁軍御

比代禁軍御
比代禁軍御

我カ陸軍中隊也等ヨリ友ニリ場ケクモ成ルルニ
 文ニ亦進シ不違解人等ト固矣交戦シタリト
 謂フ既ニ本陣ケクハ巡警ト長クシテ少交併友
 ハシメ侵入部隊ノ場ケクモ果スル少少方モ
 當友ノ少強ク得ルルモ折ニ不違解人撤隊的
 取陣ト果シテハ不違解人果ト少強クモ不
 夫ニ上目ト向テ諸洲中ニ人海者且軍隊多ク
 田ノ女キリ動ト去テシタルハ唯ニ上陸條路ト違テ
 セルノミナリ之ニ極果當友ト少強クモ百令セ共
 方ナリ又武裝精利ノ不違解人對シテハ匪徒ト
 對スルトハ極ノ措キ重ク執ルハ少意見ナリトモ
 田軍隊ヲ進ニ當砲トシテモ在軍ノ長兵ト死傷
 ナリト云スニ至ルルモ又ハ二三令メ以テ不都令百九令

夕 雅 集

大に其の邊に書きたりし事と對し不電報の上侵
 入軍臨りしと云ふ事撤退し高將來境界より嚴守
 して再に入る可ぬ事等部より深遠スルトナキ様致
 しかり高野傷者ありし事ハ細細調査し遂に
 上再と少敷いふが各事者ノ様相ヲ行ハテ様致
 ふこと云々

小
 務
 監

大正九年六月十日
在東京増殖院の以迄の著

我軍協約院 皇朝の
より抗敵の対の方
回者之

先取我軍協約院
若者不皇
撃す対し
多ん
得ザん
コトハ明カ

十
八
三

二連背し又ハ去カトリノ悔後ニ一也セ
 ストノ中我ハ首肯シテ推本原ナリ
 即チ過般考交リ悔後シクモ不
 國ノ有テテテテテテテテテテ
 悔時道直立ノ措カニテ採ルノ分ナク
 且今回ノ我後直直ハ合ウ旧事ナリ
 皆在臨戦ノ措カニ過テス、又也ガ民
 二對シテテテテテテテテテテ
 志誠アリテテテテテテテテテテ
 ガ民家ニテテテテテテテテテテ
 己アリハ不名射ヤル不辛甘流
 原ニテテテテテテテテテテ
 均シク我テテテテテテテテテテ

官意を於て極力之ヲ保衛す
 中ノトリ元年ノ考案よりノ言明ヲ
 得多かんは計たり
 考案し甲おり多古年ノ
 横目者愈々
 隆代ツあり之隆め之々
 若くは是に因力
 百之百りテ
 其之を
 石道
 著々

次官より朝鮮軍参謀長、電報（傍拂）
 安川少佐ノ行動ニ関シ朝特四日號ヲ以テ
 貴軍司令官より大任宛報告ノ趣了承
 知ハ将来関係ノ向ト交渉起リ得ル場合ニ
 於ケル参考ノニ資スル為承知シ置キタル次第
 ニ付承知アリ度

陸二四八

六月十日